



いたびつ
板櫃 <校訓>
真理の探究
自主躍進

令和5年5月11日(木)発行
校長 栗原博巳
北九州市小倉北区白萩町8番1号
HP: www.kita9.ed.jp/itabitsu-j/

<学校教育目標>
自立・共生～自立心にあふれ、他を思いやる心をもった生徒の育成～
<目指す生徒像>
①「時を守り、場を清め、礼を正す」生徒(凡事徹底)
② 自ら考え、正しく判断し、進んで学習や諸活動に取り組む生徒(自立)
③ 思いやりの心を持ち、協力し合って集団生活の向上に努める生徒(共生)
④ 与えられた仕事に対し、役割を果たすことのできる生徒(責任)

【新型コロナ】5月8日以降の市立学校の対応について

【保護者の皆様へ】新型コロナウイルス感染症は、5月8日(月)より、感染症法の位置付けが5類感染症へ移行されます。それに伴い、文部科学省より、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」、「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」が通知されました。また、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」も改定されています。マニュアルは、以下を参照してください。

5月8日以降の北九州市立学校の対応については、5月2日にプリントでお知らせしています。

文部科学省トップ > その他 > その他災害等関連情報 > [新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について](#) > [幼小中高・特別支援学校に関する情報](#) > [学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル](#)

1 5月8日以降の対応及び感染対策

	平 時	感染流行時
授業実施上の留意点	【求められる感染症対策】 ・健康観察の実施 ・換気の確保 ・手洗い等の手指衛生の指導 それ以外に特段の対策を講じる必要なし	別紙1 「感染流行時における授業実施上の留意点」 【P7】 ・「授業実施上の留意点」に準ずる。 ・大会やコンクール等への参加する際は、大会規定等に準ずる。 【P8】 ・食事前後の手洗い指導 ・飛沫を飛ばさないよう注意 ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。 【P9】
学校行事等		
部活動		
給食		
健康観察	・「健康チェックリスト表」の提出を廃止し、健康観察を行う。 【P2】	
児童生徒等の登校判断	別紙2-①「児童生徒等(幼児児童生徒)の登校判断」 【P11】	
学級閉鎖基準	別紙2-②「学級閉鎖基準の見直しについて」 【P12】	

※【P〇】は「衛生管理マニュアル」中での記載ページ

※「感染流行時」の考え方⇒学級閉鎖が起こっていたり、複数学年で感染者がいる場合など。

◆ 感染流行時における授業実施上の留意点【R5.5.8～】

- 授業中、教室の扉や窓は、気候上可能な限り常時(幅は20cm程度を目安)、困難な場合はこまめに(30分に1回以上)数分程度、窓を全開にします。また、換気を目安としてCO₂モニターを活用します。
- 校内の換気扇は常に回し、教室を含め、校内の換気を十分行います。また、十分な換気が確保できない場合は、サーキュレータ等の補完的な措置を講じます。
- 各教科等における「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動の場面に依りて、一時的に下記の対策を講じます。
 - ・「近距離」「対面」「大声」での発話や会話は控える。
 - ・児童生徒の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する。

◆ 感染流行時における学校行事实施上の留意点

- 学校行事等に関しては、参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、アルコール消毒の設置、触れ合わない程度の距離の確保等、基本的な感染対策を講じた上で実施します。また、その際は、ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催方式等も考えます。

◆ 児童生徒等(幼児児童生徒)の登校判断【配付済】

対象者	出席停止等の取り扱い
感染者	出席停止 ※発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでの期間(発症後10日間を経過するまではマスクの着用を推奨します) ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに熱が下がり、かつ、呼吸器症状(咳、咽頭痛、鼻水など)が改善傾向にあることです。
医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等が感染予防のため欠席 何ら症状等がない児童生徒等が「感染が不安」との理由で欠席する場合	校長が出席しなくてもよいと認めた日

☆アレルギー疾患等による日常的な鼻水や、寒さによる鼻水等、いつもの体調と変わらないと判断できるものは、登校を控える必要はありません。

◆ 学級閉鎖基準の見直しについて

学級閉鎖基準について、専門家等の助言も踏まえ、以下のように見直します。

新型コロナウイルス感染症と診断された者及び新型コロナウイルス感染症様症状を呈している者が、当該児童生徒数の概ね2割から3割程度になった場合、かつ、感染が拡大傾向にある場合、3日間程度の閉鎖とする。

※ただし、感染可能期間に学校へ来ていない者の発症は除きます。

※季節性インフルエンザと同時流行した場合は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザのり患児童生徒数を合算して判断します。

※上記はあくまでも原則であり、学級(学年)の状況を見て、学校医、学校保健課と協議します。